

大田原市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、（施設名等&使用料等）に係る徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項及び大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第36条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相 馬 憲 一

記

1 委託の相手方

名 称 有限会社永田動物病院

所在地 栃木県那須塩原市二区町498-68

2 委託した公金事務

犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付並びに犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収に係る徴収事務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで